

イギリス為替手形法における偽造署名の追認

櫻 井 隆

1 はじめに

手形偽造をめぐる問題は、従来よりいろいろな形で提起されている。たとえば、偽造と無権代理との違い、あるいは被偽造者や偽造者の責任などである。本稿で取り上げる偽造署名の追認もその一つであるが、この点についても従来より学説・判例上争いがあり、多くの学説が存在するところである。この手形偽造に関する問題は、根本的には偽造と無権代理との関係をどのように把らえるかによって見解が大きく異なってくる。すなわち、両者は無権限の者が他人名義で手形行為をなすという実質的な面では同一であり、この点を重視すると両者の法的効果はできるだけ同一に解すべきであるとの見解となる。⁽¹⁾これに対して、あくまでも両者の形式的な面の違いを重視し、手形法という形式を重視する法領域では法的効果の点でも両者は区別した取り扱いがなされるべきであるとする見解が存在する。⁽²⁾この基本的な考え方の違いから、偽造署名の追認に関しても、無権代理と同様にその追認を認めるとする見解と、あくまでも無権代理と偽造とは異なるため、偽造署名の追認は認められないとする見解が対立している。この点については後述する。

さて、偽造署名に追認が認められるか否かの問題に関して、わが国手形法には明確な規定が存在しないため、専ら学説上の解釈に委ねられてきたのが現状である。ところが、イギリス為替手形法では同法第24条但書において「ただし、本条の規定は、偽造に該当しない無権限の署名の追認を妨げるものではない」と規定され、明文をもって偽造署名の追認を否定している。⁽³⁾従来より統一手形法と英米手形法との間には種々の相違点が存在することが指摘されてきたが、この偽造署名の追認の問題も含め、偽造署名に対する両法系の取り扱いの違いが最も顕著な違いと指摘されてきた。⁽⁴⁾

そこで本稿では、わが国における偽造署名の追認が認められるか否かの問題に関する学説および判例を概観しながら、わが国と異なり、明文をもって偽造署名の追認を否定しているイギリス為替手形法第24条但書が適用された判例の分析を通して、この問題に関するわが国の解釈論への何らかの示唆を探ることを目的とする。

また、従来よりアメリカやイギリスなどが1930年の統一手形法条約を批准しなかった大きな原因の一つが、この偽造署名に対する取り扱いの違いにあったとされているが、1980年に国際連合国際商取引委員会（United Nations Commission on International Trade Law；UN-

CITRAL)の国際流通証券作業部会(Working Group on international negotiable instruments)より「国際為替手形および国際約束手形に関する条約草案」(Draft Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes)が同委員会に回付されて、8年後の1988年12月9日、国際連合総会第43会期において漸く同条約は採択されたことにより、成立した⁽⁵⁾。そこで、この偽造署名の追認の問題に対して、同条約ではどのように取り扱われているかについてもあわせて検討することとする。

(注)

- (1) 後藤紀一・要論手形小切手法168頁。なお、判例においても「代理権を有しない者が直接本人名義で手形行為をした場合は、これをすべて無権代理と解し、ただ文書作成の真否の観点から偽造かどうかを判断すれば足りる」とする(大地判決昭和33・8・26下民集9巻8号1679頁)。
- (2) 松本蒸治・手形法74頁、升本喜兵衛・有価証券法208頁、庄子良男「手形の偽造について」法学32巻3号156頁。
- (3) 道田信一郎「統一手形法と英米手形法」手形法・小切手法講座1巻18頁以下。
- (4) 具体的には、統一手形法では偽造裏書の介在があっても善意取得の成立を認めているのに対して、英米手形法では偽造裏書は無効とされ、善意で取得したとしても善意取得は成立しない。山下眞弘・国際手形条約の法理論73頁。
- (5) 前田庸「国際手形条約の成立」ジュリスト948号128頁以下。

2 わが国における偽造署名の追認

(1) 学説

偽造署名の場合、名義を偽られた被偽造者が手形法上原則として責任がないことについて争いはない。けだし、被偽造者自身の手形上の意思表示が存在しない以上、被偽造者の手形行為がないからである。すなわち、「署名なければ責任なし」の原則である。しかしながらこれはあくまでも原則であって、その例外もまた認められるところである。その例外の一つが、偽造署名の場合に被偽造者による追認が認められるか否かであり、この点については学説上争いがあるところである。

まず、第一説は、否定説であり、この説は偽造の効果は絶対的無効であって、追認は認められないとする見解である。その理由について、竹田省教授は「偽造の場合は無権代理と違って効力発生の未確定状態なるものは存在せず、遡及的効力を有する追認も亦これを認める余地がない」とされる⁽²⁾。また、小橋一郎教授は「手形の偽造の場合には、何人の手形行為も存在せず、追認の対象が存しない。ここには無権代理の追認に関する規定を適用する余地がない」とする⁽³⁾。さらに、田中誠二教授は「無権代理の場合と偽造の場合とでは、その行為の性質が違い、偽造の場合には、代理人の氏名を証券面に出さず証券上の責任を免れる点で倫理的に悪質なもので正義の理念から見て、追認によりその正常手形への遡及的の復活化を認めるべきものでないとともに、また社会的作用の立場からも、これにつき追認を認めると、遡及的追認による温情的処理を期待して偽造を試みるとの弊を生ずるおそれがある」とする⁽⁴⁾。

ただ、この否定説の中には遡及的追認は否定するが、将来に向かって本人の新たな手形行為があったとして、将来的な追認を認める学説もある。すなわち、本人が無効であることを知って追認したときは民法第119条但書の「当事者カ其無効ナルコトヲ知りテ追認ヲ為シタルトキハ新ナル行為ヲ為シタルモノト看做ス」とあるように、新たな行為をなしたものとみなされと解するものである。⁽⁵⁾ この見解では、無権代理の追認の場合が振出そのものが振出日付けになされたものとなるのに対して、偽造署名の追認の場合には追認のときに新たに振り出されたこととなる点が異なっている。この新たな手形行為があったとする点について、蓮井良憲教授は「このように解しても、遡及効ある追認を認めるのと結果的にはあまり差異はなく、またそのために手形取引の安全がとくに害されるおそれもない」とされる。⁽⁶⁾

つぎに、第二説は、肯定説であり、この説は偽造署名の遡及的追認を認めるとする見解である。⁽⁷⁾ その理由については種々の理由があるが、たとえば、山尾時三教授は「被偽造者の追認によって代行権限の欠缺が補完されるからである」とする。⁽⁸⁾ また、鈴木竹雄教授は「代行方式の手形行為についてもできるだけ代理に関する規定を準用すべき」とか、⁽⁹⁾あるいは大隅健一郎・河本一郎両教授は「民法で無権代理の追認に遡及効が認められる（民116条）理由としていわれていることは、相手方が最初から有効なものと信じていたこと、および追認者の通常の意味を法が推測したことなどであるが、このことは、無権限者が他人の署名ないし記名捺印を直接行った場合（行為者の意図のいかんを問わず偽造である）には、よりいっそう強い理由でもって妥当する」とし、さらに、「民法119条但書の規定があるにもかかわらず、一般には、追認があったときは、当事者の効果意思にしたがって遡及効を生ずると解すべきだ」とする。⁽¹⁰⁾ このほか、満田重昭教授は「偽造者の意図する私法的効果も被偽造者の追認の意図する効果も、いずれも被偽造者が手形上の責任を負うということにすぎず、このこと自体は公序良俗に反するものでも強行法規に違反するものでもないからである。また、意思表示は意思とその表示である外部的形式とからなるが、追認（追完）により完成する法律行為の存在の開始を意思に重きを置いて意思と外部的形式との結合の時とみなしなければならない理由は、少なくとも手形行為の場合にはなく、むしろ外部的形式の出現の時とみるべきだからである。無効をまったくの空白と考えることはかえって問題であって、むしろ当事者の通常の意味にしたがって遡及効を生じる方を原則と考えるべきであろう」とする。⁽¹¹⁾ あるいは庄子良男教授は「名義人の追認を否定する絶対無効説が妥当ではないかと思う。ただ、この場合意思表示が一般の法律行為ならば絶対無効であって不存在と同視される場合でも、手形行為において名義人を表示する署名は無なのではない。名義人の署名の外形は存在し、これに基づいて、基本手形の手形要件、形式的資格、善意取得、善意支払の免責、等の効果が生ずる。すなわち無効の署名を署名の不存在と同視すべきではない。それゆえ、名義人の責任との関連で問題となる追認は認められないが、客観的に自己を表示する署名に附着する偽造による物的抗弁権の放棄を追認と解し、この意味での追認を肯定する」とする。⁽¹²⁾

このように、現在の学説の流れは、両者の違いは形式的なものにすぎず、行為者が被偽造者

である本人に法律効果を生ぜしめるような外観の作出を意図したという実質的な面の同一性を重視し、追認を認めるかどうかの問題は誰がいつから責任を負うかどうかの問題であって、この種の場合は、手形外の実質で決まり、したがって手形署名の方式にとらわれることなく、それが代理関係であれば当然に追認の規定が適用されるとする。⁽¹³⁾

たしかに、筆者も、偽造と無権代理との問題を考えるとき、両者はあくまでも署名が代理方式かそれとも機関方式でなされたものか、そしてそこに権限がなかった場合に前者を無権代理と評価し、後者を偽造と評価するのであって、手形の形式を重視する手形法上両者を区別することには一定の理由があるものの、その実質的な面をみた場合には、両行為者に対する倫理的な非難性については全く同一であり、むしろ無権代理の場合には無権代理人といえども手形面上の表示はなされている以上、何らかの形で行為者である自己自身に責任が及ぶ可能性があることは覚悟の上である。それに対して、偽造の場合には手形面上偽造者自身の表示はなく、その意味では行為者自身は全く責任を負う意思はなく、むしろ被偽造者に責任を負わせるとの積極的、かつ悪意的な意思の存在が感じられる。このようにみてくると、両者は実質的な側面では無権限で他人の署名を偽るという点では同一であるかあるいはむしろ偽造の方が悪質であり、この意味ではできるだけ両者の効果は同一に解するという方向性を支持すべきである⁽¹⁴⁾と考える。したがって、追認の問題も被偽造者自身が追認することによって、手形所持人が利益を受けることはあっても、不利益を被ることは全くなく、それによって流通性の保護が保たれる以上、追認を肯定しても何等差し支えないと考える。問題は、振出日付けまで遡及させるのか、それとも追認した時点で新たな手形行為がなされた⁽¹⁵⁾と見るのかという点であるが、これに対しては、理論上はあくまでも被偽造者本人の追認されるべき意思表示が存在しなければならない以上、遡及効を認めることには問題がある。筆者としては追認された時点以降に新たな手形行為がなされた⁽¹⁶⁾と解しても、法的保護としては十分である⁽¹⁷⁾と考える。たしかに振出日まで遡及すると解した場合と追認された時点以降新たな手形行為がなされた⁽¹⁸⁾と解した場合とでは若干の違いはあるものの、遡及効を認める理論的な困難性を推し進めてまでも振出日まで遡及させる程の差ではないと解する。

(2) 判例

判例についても被偽造者の追認を認めるものと認めないものがある。

まず、初期の判例は被偽造者の追認を否定していた。たとえば、大審院昭和8年9月9日の判決⁽¹⁹⁾では、「代理人カ振出引受等ノ手形行為ヲ為スニ当リテハ代理人ハ本人ノ為ニスルコトヲ記載シテ自己ノ名ヲ署シ又ハ之ニ代ル記名捺印ヲ為スノ方法ヲ採ルヲ得ヘク或ハ直接ニ本人ノ名ヲ署シ又ハ之ニ代ル記名捺印ヲ為スノ方法ヲ採ルヲ得ヘクシテ常ニ必スシモ自己ノ名ヲ署シ又ハ之ニ代ル記名捺印ヲ以テスルコトヲ要スルモノニ非ス是レ夙ニ当院判例ノ示ストコロナリ(中略)然レトモ直接ニ自己ノ名ヲ署シ又ハ之ニ代ル記名捺印ヲ以テスル手形引受ノ代理行為カ肯定セラルルニハ当該行為カ本人ノ為ニスル意思ヲ以テスルヲ要スルカ故ニ斯ル事情ノ認ムヘキモノ無ク唯壇ニ本人ノ名義ヲ冒用シテノ引受行為カ為サレタルニ過キサリニ於テハ●ハ即手

形ノ偽造ニシテ無権代理行為ト云フヘキモノニ非ス從テ追認ニ依リ本人ニ対シ効力ヲ及ホスニ由ナキモノト云ハサルヘカラス」と判示し、明確に偽造の追認を否定している。また、これとの関連で無権代理について追認が認められた判例として大審院昭和8年9月9日の判決⁽¹⁶⁾がある。この事件は、被告Yが振り出し、かつ即日引き受けられた自己宛為替手形に関して満期に支払のための呈示がなされたが、拒絶された。その後振出人である被告が、手形金の一部を支払ったものの、残金について支払わなかったため本訴の請求に及んだ。判決は、「満期日タル昭和5年9月29日ノ前日ニ於テ受取人タル被上告人ノ代表者Xニ對シ手形債務ヲ承認シテ右振出行為ヲ追認シタル事實ヲ認定シタルモノナレハ其ノ追認ハ有効ナリトス」と判示している。

つぎに、被偽造者の追認を肯定したものとして、たとえば、最高裁昭和41年7月1日の判決⁽¹⁷⁾がある。この事件は、被告Yが共同振出人として記名押印がなされた約束手形について、満期である昭和35年10月3日に支払のための呈示がなされたが、支払が拒絶された。この呈示によって、Y名義の約束手形が振り出されていたことを知ったYは事実関係を調査したところ、本件手形は、Yの妻である訴外Aが、その兄訴外Bに頼まれて振り出されたことが判明した。当時Bは自身が代表取締役をしている訴外株式会社Cの営業資金を調達する目的で手形が作成された。Bは当該手形の受取人欄を白地のまま、訴外Dに振り出し、その後、Dから訴外Eに譲渡され、Eは受取人を原告Xと補充してXに譲渡した。Xの代理人FはYに対して、Yの知らなかったうちにY名義の手形が妻Aによって作成されたことは夫自身にも道義的責任があるとして支払を請求し、YはFに対して10月20日までに「いいのにする」旨の約束をした。原判決は、金沢地方における「いいのにする」との言葉の用法およびFとYとの間で支払方法について交渉が行われた事実等から、この約束は法律的にはYによる手形振出の追認と解して、Yに手形金の支払を命じる判決を下した。これに対して、Yは、偽造手形は民法90条の「公の秩序」に反して無効であって、これは追認によって有効となすことはできないとして上告した。最高裁判所は、「原判決は（中略）AはYに代って右記名印、名下印の押捺の権限を与えられたことも約束手形の振出についてYから代理権を与えられたこともなく、本件手形の振出人としてのY名義部分はAによって偽造されたものといわねばならないと認定判示したうえ、右偽造にかかる本件約束手形の振出をYが追認した事実を認定して、該追認によって本件振出行為の効力が遡及的にYに及ぶ」とした。

そもそも学説がいう偽造と判例がいう偽造の概念とは必ずしも同一ではなく、学説上はあくまでも無権代理と偽造との区別を形式的基準に置き、本人のためにする旨の代理文句が手形上に記載されているか否かで区別し、代理文句が記載され、なおかつ無権限の場合を無権代理といい、代理文句の記載がなく、なおかつ無権限の場合を偽造と解している⁽¹⁸⁾。これに対して、判例は、署名および記名捺印の代行を署名の代理とし、代行形式による手形行為を代理人による手形行為と構成し、これが無権限で行われ、かつ本人のためにする意思があったと認められる場合は無権代理であり、そのような意思がない場合が偽造であると解している⁽¹⁹⁾。しかし学説からはこのような「本人のためにする意思」という外見上不明確な主観的な基準によって区別す

ることは妥当ではないとの批判があり⁽²⁰⁾、したがって、判例として本件を偽造に関する事案であると解し、なおかつ偽造の遡及的追認を認めた最初の判例として評価しうるが、学説上からは本件は無権代理人による署名の代行と同視すべきであり、その場合に追認が認められたと解すべきであると解されている⁽²¹⁾。

本件事案を偽造と解するのか、それとも無権代理と同視すべきと解するのかについては争いがあるが、少なくとも判例では本件を偽造と解したことは事実であり、しかも遡及的追認を肯定したことも明確であるといわねばならない。

(注)

- (1) 小室金之助＝桜井隆・有価証券法65頁。
- (2) 竹田省・手形法・小切手法33頁以下。
- (3) 小橋一郎・手形行為論356頁。
- (4) 田中誠二・手形・小切手法詳論上巻192頁以下。
- (5) 竹田「手形の偽造と無権代理」商法の理論と解釈672頁、大隅健一郎・改訂手形法小切手法講義42頁、大森忠夫・手形法小切手法52頁、吉永栄助・手形法小切手法講義131頁。
- (6) 蓮井良憲「手形の偽造」手形法・小切手法講座1巻240頁。
- (7) 田邊光政・最新手形法小切手法〔改訂版〕96頁、前田・手形法・小切手法183頁。
- (8) 山尾時三「手形の偽造及び変造」手形研究117頁。同説、伊沢孝平「手形の偽造および変造」法学6巻5号548頁。
- (9) 鈴木竹雄・手形法・小切手法165頁以下。
- (10) 大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法61頁。
- (11) 満田重昭「偽造の追認」手形小切手判例百選（新版）65頁。
- (12) 庄子・前掲「手形の偽造について」法学32巻3号190頁以下。ただし、その後改説している。すなわち、「偽造の場合にも、手形上に被偽造者名義の署名が存するのであるから、これを基礎に追認をなし得ると解したい（中略）。署名に基づく債務負担の意思関係は、必ずしも署名がなされる前に存することを要せず、署名がなされた後に存するに至ってもよい」とする（同他共著・シンポジウム手形・小切手法97頁以下）。
- (13) 後藤・前掲181頁以下。
- (14) 桜井「手形偽造に関する一考察」富士論叢24巻2号230頁。
- (15) 新聞3620号7頁以下。
- (16) 民集12巻22号2368頁。
- (17) 判例タイムズ198号123頁以下。
- (18) 服部栄三・手形・小切手法73頁、加藤勝郎・図説手形小切手法教室126頁。
- (19) 前掲大判昭和8・9・28民集12巻22号2362頁、最判昭和32・2・7民集11巻2号227頁。
- (20) 竹田・前掲論文674頁以下。なお、大隅教授も「無権代理と偽造を形式上区別し得ざる弊がある」とされる。同・前掲39頁。
- (21) 満田・前掲65頁。

3 イギリスにおける偽造署名の追認

(1) 偽造署名の意義

イギリス為替手形法では偽造署名 (forged signature) の意義については何等規定されておらず、専ら解釈に委ねられている。この場合、偽造署名の意義を明確にするに当たっては⁽¹⁾1882年イギリス為替手形法制定前の1861年に成立した偽造法 (Forgery Act 1861) 上の偽造の意義が⁽²⁾適用され、それによると偽造とは、それが真正のものとして使用されることを意図して、虚偽の文書を作成することとされている (同法1条1項⁽³⁾)。

また、イギリス為替手形法では偽造署名のほかに、わが国と同様に変造 (alteration) に関しても規定されているが、わが国手形法にはない「無権限の署名」 (unauthorized signature) なる概念を認めている。この無権限の署名とは、同法第24条によれば「署名本人の授権にもとづかないでなされたもの」とされている。すなわち、代理署名をなす権限を有しないものが故意または過失によって署名をした場合をいい、無権代理と偽造とを合わせた概念であるといえる。その意味では偽造署名も広義においては無権限の署名の一つであり、そのため、両者の効果は⁽⁴⁾ほぼ同一であるといえる。しかし、両者は広義では同一であるが、また幾つか異なる点も存在し、その中の一つが本稿で取り上げる偽造署名の追認の問題である。

(2) 偽造署名の追認

偽造署名の追認についてイギリス為替手形法第24条但書は「ただし、本条の規定は、偽造に該当しない無権限の署名の追認を妨げるものではない」と規定している。この但書を分析する前にそもそも同法第24条についてまず概観したいと思う。同法第24条本文は「為替手形の署名が、偽造されたものであるときまたは署名本人の授権にもとづかないでなされたものであるときは、本法に別段の定めある場合を除き、その偽造署名または代理権欠缺の署名は無効であって、何人といえども手形を保持し、あるいは手形の支払を受けまたは手形上の義務者に対して支払を請求する権利を取得することはできない」と規定している。これはたとえば、小切手が受取人Cに対して振り出され、CはDに裏書した場合を想定しよう。その後Dは当該小切手を盗取され、Dの署名が偽造された上、Eに譲渡され、さらにF、Gと裏書された。GはDの裏書が偽造されたものとは知らず、さらに同法第29条に規定されている正当所持人たるべき要件をすべて具備していた。この場合Gは正当所持人となるが、当該小切手の署名は偽造のためGは手形に対する権利を有しないこととなる。これが本条所定の規定内容である。しかしながら、Gは同法第55条第2項によってEあるいはFに対して権利を有する。EがFに小切手を裏書したとき、Eは小切手が有効な証券であること、そして証券上の振出人の署名とそれまでの裏書人の署名が有効な署名であることを黙示的に保証することとなる。すなわち、FがGに小切手を裏書したときは、Fは「保証する」 (guarantee) こととなる。その結果、それ以前の裏書の一つであるDの裏書が偽造されたために、EはGに対して小切手金額の支払責任を負い、あるいはもしGがFにそれを請求することを選択した場合は、そのときはEはFに賠償責任がある⁽⁵⁾こととなる。

このような内容の条文を受けて、但書では無権限の署名の追認はできるが、偽造の追認はできないとされている。⁽⁶⁾しかし、もしも支払人がひとたび当該引受は自らの手書きであることを認め、かつそれによって手形に通用性を与えたならば、その後にはそれは偽造であったということを示すことによって、自己の責任を回避することはできない。⁽⁷⁾そして「沈黙による禁反言」(estoppel by silence)が生ずるためには、偽造を知った後に偽造の事実を公開する義務があることを明らかにしなければならない。また、沈黙が故意になされ、証券が適法であることが表示され、その表示の結果、禁反言を申し立てる当事者が損害を受けたことを明らかにしなければならない。⁽⁸⁾

さて、追認 (ratification) とは、本来は代理法上の原則であって、代理法では、もし本人のために当該取引行為に参加する権限を有しない者が、代理人として行為をすることを告げ、かつ本人が存在したならば、当該本人が取引行為を是認したり、追認することができるというものである。そしてこれによって直ちに当該取引行為は代理人が初めに行為をしたときから有効となる。⁽⁹⁾したがって、追認は本来無権限の行為を完全なものあるいは完全に有効なものとして、無権代理人によってなされた時点から当該行為を遡及的に有効なものとするものである。⁽¹⁰⁾すなわち、もし本人のためにする権限のない者が、ある取引行為をした場合に、後から本人がその取引行為を是認したり、承認したりすることができ、これが追認であるとされている。しかしながら、追認が可能なのはあくまでも当該行為をなした者が代理人として行為をなした時点で、代理人と称していた場合にのみ生ずることができ、⁽¹¹⁾したがって、権限なしに手形に署名をなした者が、代表者あるいは代理人であることを示して署名し、さらに無権限であった場合にのみ当該署名に対して追認することができることとなる。これに対して、もし代表者あるいは代理人たることを示さずに、単に行為者のみの署名が証券上に顕出されていた場合には追認することはできない。すなわち、無権限で証券上に署名をなした者のみが、その署名に追認をすることができる。⁽¹²⁾そしてその者は署名のときに存在していなければならない。⁽¹³⁾また、その者は証券に対する当事者としての責任が生ずるための能力を有しなければならない。⁽¹⁴⁾追認は、口頭の言語によって示されるか、あるいは現実の追認行為によってなされる。⁽¹⁵⁾しかし、追認はその署名が無権限であったということについて十分知悉していることが要求されるとともに、当該署名を有効なものとして取り扱い、かつ証券に対する当事者となることを明確に示さなければならない。⁽¹⁶⁾したがって、もしある者が代理人として私文書に署名する権限を有しなければ、やはりそれは詐取するための署名であり、追認することはできない。しかしながら、代理人たることを称し、かつ自らも代理権があると誤って行為をした場合には追認することは可能である。さらに無権代理人が署名する権限を有すると信じたり、あるいは代理権限の範囲の確認を怠った場合も同様である。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

このように手形法上明確に偽造署名の追認はできないとされている。その理由は、第一に、偽造者は被偽造者のために行為をしたものではなく、また被偽造者のために行為をすることを示す文言もない以上、追認できる基礎が全くないこと。⁽¹⁹⁾第二に、前述したように偽造という行

為は犯罪行為であり、それに追認を認めることは、結果として犯罪者を保護することとなり、⁽²⁰⁾「公の秩序」(Public Policy)という観点より認められないとする。

判例においても、当初は偽造に追認を認めることはできないとの立場を採用していた。たとえば、この点については、⁽²¹⁾Brook 対 Hoch 事件がある。この事件は、ある者が振出人の署名を偽造した約束手形を振り出したが、手形所持人が満期前に偽造を発見したため、偽造者に対して告訴する旨を告げた。ところが、被偽造者が偽造者の偽造行為を追認すると称したために、一時は告訴を思い止まったが、最終的には被偽造者が手形金の支払を拒絶したため訴えを提起したものである。これに対して、判決は「追認は無効である。なぜならば、追認されることを求める行為そのものが違法であるからである」と判示した。すなわち、偽造者は被偽造者のために行為をしたものではなく、また被偽造者のために行為することも表示するものではない以上、追認できる基礎が全くないのである。しかしながら、このような考え方は“不毛な論理”(arid logic)⁽²²⁾にもとづくものであるとの批判がなされている。

さらにこのほかの事件として、⁽²³⁾Brown 対 Westminster Bank Ltd 事件がある。この事件は、86歳の未亡人である顧客名義の複数の偽造小切手が振り出され、支払銀行は現に当該小切手の支払をしていた。その間同銀行の支店長は変わったが、そのうちの一人はこれらの小切手が偽造ではないかとの疑念を抱いたため、同顧客に確認したところ、これらはいずれも真正に振り出されたものであるとの回答があったため、引き続き支払がなされた。ところが、その後同顧客より当該小切手は偽造されたものであるから、同銀行に対して偽造小切手にもとづいて支払われた同等金額を自己の口座に返還するよう求めて訴えが提起された。これに対して判決は、顧客と支店長との間で交わされた内容では、顧客をしてすでに偽造された小切手に関してのみならず、将来の小切手に関しても偽造であると申し立てることは禁じられると判示された。そしてこのことは最初の支店長と顧客との間で交わされた合意であっても、当該当事者間で取り扱われた小切手のみならず、そのまま次の支店長との間で取り扱われた小切手に関しても作用するとされた。⁽²⁴⁾

しかし、署名を偽造された者が、当該署名を自らの署名であることを認めるならば、それは容認(adoption)として取り扱われる。そのような容認が、「有価約因」(valuable consideration)⁽²⁵⁾によって裏付けられたならば、責任を生ずることになるであろう。この点について ⁽²⁶⁾Greenwood 対 Martins Bank Ltd 事件における Scrutton 控訴院判事は、偽造は追認することはできないとしながらも、つぎのように述べている。「偽造は容認することができる。署名者が“私はこの署名が自己のものであることを承認する”とか、あるいは“あなたはこれらの小切手について私の口座から引き落としてもよい”ということは可能である」とし、さらに「その場合、この宣言にもとづいて行為をなした銀行は顧客に対して容認を撤回するよう異議を申し立てることもできる」としている。⁽²⁷⁾この事件は、ある者の妻が夫の署名を偽造して小切手を作成した。そしてそれが何度も何度も繰り返されていた。夫は妻の偽造行為を知りながら、8か月に亘って黙認し、遂に夫が銀行に対して妻の偽造行為を告げることを決断した時、妻は自殺をした。そこ

で夫は銀行に対して妻の偽造小切手にもとづいて小切手金額が自己の口座から引き落とされていた銀行に対して当該金額の回復を求めて訴えを提起した。これに対して判決では「夫は偽造を知った時点で銀行にその事実を告げる義務があったにもかかわらず、それを怠り、その結果妻が死亡したため、銀行は妻に対して不法行為による損害賠償請求の訴えを提起する機会を奪われたことになる」とし、「夫はその署名が偽造であると主張することは禁じられ、回復請求権はない」と判示された⁽²⁹⁾。

なお、この Greenwood 対 Martins Bank Ltd 事件はイギリス為替手形法第24条後段にある「支払の強制を受くべき相手方たる当事者が、その偽造または代理権の欠缺の事実を主張することを禁じられているときは、この限りではない」と規定されているところの禁じられている場合の一つということがいえる。すなわち、禁じられている場合には2つの場合があり、第一は、当事者が自己の署名を偽造であるとかあるいは無権限であるとかということを禁じられている場合である。第二は、当事者以外の他の者の署名が偽造あるいは無権限であることを申し立てることが禁じられている場合である。Greenwood 対 Martins Bank Ltd 事件は、前者の例証であり、後者の例証としては、裏書人が正当所持人に対して、振出人の署名がすべて真正、かつ正しく、そしてすべての裏書を否定することが禁じられている場合である⁽³⁰⁾。そして被偽造者において偽造署名が自分自身でなしたと称するとともに署名が真正であるとの推測にもとづいて証券を取得した有償所持人に対しては、後に当該手形が偽造であるとの申立をすることはできない。したがって、被偽造者は証券上の責任を負うとの判決がある⁽³¹⁾。

(注)

- (1) Bradgate and White, Commercial Law, 6th ed., 1999, p.532.
- (2) Arora, Bills of Exchange Act 1882, 1987, p.20. 判例においても、手形上の偽造の解釈に当たっては1913年偽造法を適用すべきであると判示されている (Kreditbank Cassel v. Schenkers, [1927] IK. B. 826.)。
- (3) Re London & Globe Finance Corporation Ltd 事件では、偽造とは騙す意図をもって虚偽の証書を作成することと定義づけられている ([1903] 1 Ch. 728)。
- (4) Goode, Commercial Law, 1st ed., 1982, p.469.
- (5) Borrie, Commercial Law, 6th ed., 1988, p.247.
- (6) Richardson, A Guide to Negotiable Instruments and the Bills of Exchange Acts, 7th ed., 1983, p.112. 判例として、Wilkinson v. Stoney (1839) 1 Jebb. & S. 509 (Ir. R) : Roberts v. Tucker (1851) 16 Q. B. 560 at p.577 ; 177E. R. 994 ; Imperial Bank of Canada v. Begley [1936] 2 ALL E. R. 367, 374-375 ; Rowe v. B. & R. Nominees Pty Ltd [1964] V. R. 477. 反対、M'Kenzie v. British Linen Co. (1881) 6 App. Cas. 82, 99. なお、当該但書は、真正のものとして使用する意思をもって署名された無権限の署名には適用することはできない。それは1913年偽造法第1条によって、偽造とされているからである (McCloughlin, Introduction to Negotiable Instruments, 1975, p.54.)。
- (7) Ryder and Bueno, Byles on Bills of Exchange, 26th ed., 1988, p.275.
- (8) Ewing v. Dominion Bank [1904] A. C. 806. なお、署名を偽造された者の沈黙によって実質的な損害が発生しなかった事例として、Conell v. Shaw (1909) 39 N. B. R. 267. また、Bank of Ireland v. Evans'Charities Trustees (1855) 5 H. L. C. 389 ; Arnold v. Cheque Bank (1876) 1 C. P. D. 578 ;

- Patent Safety Gun Cotton Co. v. Wilson (1880) 49 L. J. C. P.713 ;そして, Lewes Steam Laundry Co. v. Barclay (1906) 95 L. T. 444 ;Kepitigalla Rubber Co. v. National Bank of India [1909] 2 K. B. 1010 ; Columbia Graphopone Co. v. Union Bank of Canada (1916) 38 O. L. R. 326 ; Ethier v. Labelle (1907) Q. R. 33 S. C. 39. また, Ontario Woodsworth Memorial Foundation v. Grozbord (1966) 58 D. L. R. (2d) 21.
- (9) Pennington, Hudson and Mann, Commercial Banking Law, 1st ed., 1978, p.135.
 - (10) Bowstead, Agency, 14th ed. pp.39-63 ; Cheshire and Fifoot, Contract, 9th ed. pp.458-462.
 - (11) Bowstead and Reynolds on Agency (16th ed.), 2-059, 例証として, Keighley, Maxsted & Co. v. Durant [1901] A. C. 240, 247. cf., 前掲 Imperial Bank of Canada v. Begley [1936] 2 ALL E. R. 367, 374.
 - (12) Saunderson v. Griffiths (1826) 5 B. & C. 909, 913, 915 ; Jones v. Hope (1880) 3 T. L. R. 247n., 251.
 - (13) Kelner v. Baxter (1866) L. R. 2 C. P.174.
 - (14) Bowstead and Reynolds, op. cit., 2-058.
 - (15) Chalmers and Guest, Bills of Exchange, Cheques and Promissory Notes, 15th ed., by Guest, 1998, p.196.
 - (16) Bowstead and Reynolds, op. cit., 2-065 ; Aotearoa International Ltd v. Westpac Banking Corp. [1984] 2 N. Z. L. R. 34. cf. Morison v. London County and Westminster Bank Ltd [1914] 3 K. B. 356 (Illustration 1) ; London Intercontinental Trust Ltd v. Barclays Bank Ltd [1980] 1 Lloyd's Rep. 241, 249.
 - (17) Bowstead and Reynolds, op. cit., 2-068.
 - (18) Pennington, Hudson and Mann, op. cit., p.135.
 - (19) Lowe, Commercial Law, 6th ed., 1983, p.265.
 - (20) Arora, op. cit., p.21. Brook v. Hook (1871) L. R. 6 Ex. 89.
 - (21) 前掲 (1871) L. R. 6 Ex. 89. Hanbury, Principles of Agency, pp.101-103.
 - (22) Chalmers and Guest, op. cit., p.197.
 - (23) [1964] 2 Lloyd's Rep. 187.
 - (24) Reeday, The Law Relating to Banking, 6th ed., 1985, p.351.
 - (25) Lowe, op. cit., p.265.
 - (26) [1932] 1 K. B. 371 (affd [1933] A. C. 51) (Illustration 1).
 - (27) At 379. 反対, 前掲 Brook v. Hook 事件。
 - (28) Kobrin and Stott, Negotiable Instruments, 1st ed., 1980, p.33.
 - (29) Davies, Textbook on Commercial Law, 1st ed., 1992, p.215.
 - (30) Holden, Bankers and Customer, The Law and Practice of Banking Vol.1, 4th ed., 1986 p.166.
 - (31) Leach v. Buchanan (1802) 4 Esp. 226.

4 おわりに

以上のように, わが国には偽造署名の追認について全く規定は存在せず, 専ら解釈に委ねられているのに対して, イギリスの場合は, 同手形法に偽造署名の追認を否定する明確な規定が置かれていることがまず明確に異なる点である。しかし, わが国では, 従来よりイギリス法と同様に, 追認を否定するのが一般的な解釈であったものが, 近時は遡及的效果を認めるか, あるいは無効行為の転換と解し, 追認した時点から新たな行為が行われ, 結果として追認を認

めたことと同一の効果を招く見解など、どちらにしても追認を認める方向にあるといえる。これに対してイギリスの場合も、明文をもって偽造の追認を否定しているものの、他の法理、すなわち、容認あるいは禁反言の法理を駆使して結果的に追認したものと同様の目的を達しているという点では、わが国と同様の流れにあるといえよう。

さて、このような流れを受けて、1988年12月9日に採択された「国際為替手形および国際約束手形に関する条約」では、この問題がどのように取り扱われているか検討したい。そもそも従来より1930年の統一条約に対してイギリスやアメリカが批准しなかった主な原因の一つが、この偽造署名に関する取り扱いの違いであるといわれている。特に、善意取得に対して偽造が介在した場合の取り扱いに顕著な違いが現れているが、ここでは偽造署名の追認について検討することとする。

ところで、まず当初の上記条約（案）第28条では「署名を偽造された者は、明示又は黙示に、その署名によって拘束されることを受け入れたとき、又は追認した場合には、責任を負う」と規定し、明文をもって追認を認めていた⁽¹⁾。その後、第一次草案第28条では、被偽造者は手形上責任を負わない旨を規定するとともに、2つの例外規定を設けた。そのうちの 하나가「(a) 被偽造者が署名を追認した場合」には責任を負うというものであった。したがって、表現の形式は若干異なるものの内容としては同一であるといえる⁽²⁾。つぎに、その後の第二次草案では明示の追認しか認められないか否かについて対立し、そこで「明示又は黙示に」(expressly or impliedly)との文言を削除する妥協案が支持され、またいかなる場合に追認があったかは個々の事案ごとに裁判所が判断することとなった⁽³⁾。第三次草案第28条では「被偽造者が、明示的または黙示的に偽造署名によって拘束されることを引受け、または署名が自分自身のものであると表明し(represent)た場合には、自ら署名したのと同様の責任を負う」と規定され、「追認」という文言が「引き受ける」(accept)に置き換えられたが、内容としては追認を認めるものであった⁽⁴⁾。そして最終的には草案第35条では「手形上の自己の署名を偽造された者は、その偽造の署名によっては、手形上の責任を負わない。ただし、その偽造の署名により責任を負うことに同意したとき、又はその偽造の署名が自己のものである旨を表示したときは、自らその手形に署名した場合と同一の責任を負う」と規定された⁽⁵⁾。すなわち、「その偽造の署名により責任を負うことに同意したとき」とは、わが国でいう偽造署名の追認の場合であり、明確に偽造署名の追認が肯定された。このようにみえてくると国際手形法条約の成立過程においても、追認の議論は、今日のわが国の解釈あるいはイギリスにおける近時の解釈に近いといえる。さらに後段の部分は、イギリス法における禁反言の法理に相当し、その意味ではかなり英米法的な規定内容となっている。

このように偽造署名の追認は肯定する流れが一般的であり、その意味ではわが国の解釈も偽造署名の追認を肯定する流れが今後益々強くなるものと思われる。

(注)

- (1) 高桑昭「国際商取引法委員会の新統一手形法条約草案」金融法務事情852号9頁。
- (2) 前田「UNCITRAL の国際流通証券作業部会における審議の報告および条約草案とわが国内手形法との若干の比較—その二」学習院大学研究年報15, 124頁以下。
- (3) 菊池洋一「国連国際商取引法委員会第19会期における国際手形条約草案の審議」金融法務事情1131号25頁以下。
- (4) 前田・前掲論文123頁以下。
- (5) 前田「『国際為替手形および国際約束手形に関する条約草案』について」金融法研究=資料編(4) 98頁以下。

